

令和2年第2回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日（火）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	岩崎信一郎						
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊		
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海		
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治		
	12 番	松尾 均	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫		
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明		
	19 番	三枝 政人						
5. 欠席委員（2人）

2 番	太田 尚臣	13 番	福田 務
-----	-------	------	------

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- | | | |
|----|--------|-----------------------------|
| 第2 | 議案第6号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案第7号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第8号 | 西海農業振興地域整備計画の変更について |
| | 議案第9号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第10号 | 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について |
| | 議案第11号 | 非農地通知の対象とすることの決定について |
| | 報告事項 | 農地改良等届に係る工期の延長届けについて |

7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第2回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、16番：辻尾委員、17番：山下委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁・3頁となります。説明に入ります。物件は西彼町八木原郷字古林外の田、畑・計21筆・24,246㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可あり次第、贈与の手続き及び農地の所有権移転登記を行なうとなっています。権利種別は「所有権移転、贈与」となっています。青年就農給付金の受給にあたり県立農業大学校卒業後5年以内に経営移譲を行なうことが受給条件になっているため後継者へ贈与による所有権移転が必要なため今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は4頁から35頁までで、4頁に位置図、5頁から8頁に付近状況図、9頁から18頁に現況写真、19頁から27頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。28頁から35頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約2kmの範囲にあり、車で約5分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 1番について、先日譲り渡し人と話をしてきました。今、事務局から説明があったように、青年就農給付金の受給にあたり、5年以内の経営委譲が条件のため、今回の申請に至ったということです。親子で大規模にミカン栽培をやっておられる方で、大変優秀な息子さんも一緒に頑張っておられます。将来有望な方ですので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第6号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませぬか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませぬか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は36頁となります。説明に入ります。物件は西海町川内郷字坂口の畑・計2筆・151㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可後、贈与の手続き及び農地の所有権移転登記を行なうとなっています。権利種別は「所有権移転、贈与」となっています。実家の財産処分を検討していた譲り渡し人と自宅付近の財産取得を検討していた譲り受け人の合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は37頁から41頁までで、37頁に位置図、38頁に付近状況図、39頁に現況写真、40頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。41頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約50m以内のところにあり、徒歩で1分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 4 番 2 番について、この案件はもう 2～3 年前から話が出ていました。41 ページの航空写真を見るとまだ家が残っています。譲り渡し人は、昔はテラーで行き来しており、道の両サイドに畑があって野菜を作っていました。譲り受け人がここを贈与してもらいたいということです。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 6 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございましたか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に 3 番について説明をお願いします。

事務局 「3 番」を説明いたします。資料は 42 頁となります。説明に入ります。物件は西海町中浦南郷字北上原の畑・計 2 筆・1,664 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人 高齢のため耕作できない。譲り受け人経営力拡大のため。豚舎横にあり、利便性が高くなっています。権利種別は「所有権移転、売買」となっています。自宅から離れた申請地について財産処分を検討していた譲り渡し人と豚舎の隣地で利便性が高いため、双方の合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 43 頁から 47 頁までで、43 頁に位置図、44 頁に付近状況図、45 頁に現況写真、46 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。47 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の豚舎のすぐ横にあり、徒歩で約 1 分以内という状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない

ことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番 3 番について、1 番委員と地区担当推進委員と譲り受け人と現地を確認しました。47 ページの航空写真を見てください。譲り請け人は、豚舎の横の対象地の土地取得を何年も前から考えていたそうです。相続登記が済んだことで権利移転ができるようになりました。譲り受け人は養豚を一生懸命やっておられるし、豚舎の横の土地ということもありますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 6 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に 4 番について説明をお願いします。

事務局 「4 番」を説明いたします。資料は 48 頁となります。説明に入ります。物件は大瀬戸町多以良内郷字東楽寺の田・計 2 筆・2,517 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人が高齢のため、譲受人が 20 年来耕作の援助をしていましたが、今回譲り渡し人の希望により許可あり次第贈与による所有権移転の予定です。となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。譲り渡し人と譲り受け人は伯父、甥の関係にあたり今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 49 頁から 55 頁までで、49 頁に位置図、50 頁に付近状況図、51 頁から 53 頁に現況写真、54 頁に字図を添付しています。

黄色に塗られているところが申請地です。55頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約4kmのところであり、車で約8分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番 4番について、事務局から説明があったように、譲り渡し人は譲り受け人の母の兄になる方です。譲り渡し人は後継者がいないということで、後のことを考えると譲り渡して耕作をして欲しいとのことでした。譲り受け人はトラクターとかバインダーとか所有していて、田んぼとかやっていますので大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今議案第6号の4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に5番について説明をお願いします。

事務局 「5番」を説明いたします。資料は56頁となります。説明に入ります。物件は西海町横瀬郷字辻尾の畑・計2筆・462㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、実質的所有者は譲り受け人であったが、登記名義が故人となっていた。相続登記により、譲り渡し人名義になったため、贈与による所有権移転を行なうため申請手続きを行なうとなっています。権利種別は「所有権移転、贈与」となっています。実質的所有者と登記名義の相違が判明し、名義変更を行なうため今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2

号、第3号、第5号、第6号につきましてははすべて非該当となっております。関係資料は57頁から61頁までで、57頁に位置図、58頁に付近状況図、59頁に現況写真、60頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。61頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約50m以内のところにあり、徒歩で約1分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16番 5番について、対象地は譲り受け人の家の裏のほうになります。このたび相続登記が完了し、贈与したいということです。特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第6号の5番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は62頁になります。物件の所在は、西彼町白崎郷字赤石の畑、計5筆876㎡の申請となっております。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで「自動車整備工場を新たに建設する。権利種別は使用貸借権の設定永年となっております。鉄骨造、折板鉄板葺き平家建ての自動車整備工場建築を予定しています。添付資料は、63頁から72頁までで、63頁に位置図、64頁に付近状況図、65頁に現況写真、66頁に字図、67頁に航空写真を添付しています。68頁に被害防除計画書、69頁に

土地利用計画図、70頁に平面図、71頁・72頁に立面図を添付しています。68頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として周囲には既に土留め工事がされており、路面においては砕石敷均しを行なうため土砂流出や崩壊などの被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、予定建築物は鉄骨造平屋建ての高さ5m程度です。西側に農地がありますが、建築物は境界から50m以上離れた位置に建築し、日照・通風に支障がないように留意します。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。工期は許可日から2ヶ月間を予定しています。農地区分について、申請地は市道や水路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 1番について、工場を建てるにあたり他に適当な土地が見つからずここを選定しましたとのことでした。特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第7号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は73頁になります。土地の所在が西彼町小迎郷字瀬戸坊頭の畑・計1筆・276㎡で利用状況は不作付けとなっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載の

とおりで「住宅建設」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造瓦葺き平家建ての住宅建築を予定しています。添付資料は、74 頁から 83 頁までで、74 に位置図、75 頁に付近状況図、76 頁に現況写真、77 頁に字図、78 頁に航空写真を添付しています。79 頁に被害防除計画書、80 頁に土地利用計画図、81 頁に平面図、82 頁に立面図、83 頁に敷地関係資料を添付しています。79 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 2.0m、最低 0 m。被害防除措置として土留め工事をする。擁壁を設ける。被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、土留め・擁壁工事を行なうために、周囲に土砂の流出がない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 7.1m 程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減することにより、農地の日照を確保できる。排水溝を設けることにより、排水の流出を避けることができる。排水計画ですが、雨水は溜枘、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は許可日から 15 ヶ月間を予定しています。申請地は通路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 7 番 2 番について、地区担当の推進委員 2 名と譲り渡し人と現地を確認して来ました。譲り受け人は近くのアパートに住んでいて、ここに家を建てたいということでした。対象地の下側にデコポンの畑がありますが、家の高さを制限し、境界から後方へ離して建てるということでした。雨水は、被害防除計画にあるように通路両側の側溝の溜枘に集めて市道側に流す計画です。よって、畑側には流れません。ほかの委員さんとも協議をして、問題ないと確認をしてきたのでよろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第 7 号の 2 番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、許可相当といたします。

議 長

次に議案第8号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、84頁になります。議案第8号西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は4件・7筆の申請となっています。内訳は除外分2件・5筆と編入分2件・2筆となっています。

1番について説明します。資料は85頁からです。物件の所在は西海町横瀬郷字上ノ門の畑・4筆、計2,512㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、太陽光発電設備の設置で、変更の事由は、地主の父が存命中は、みかん畑として耕作しておられましたが、亡くなられてからは耕作を行っておらず荒地となり、地権者は福岡に在住で管理も行なえないためこのまま荒地のままにするよりも有効活用できないかとのご相談をいただきました。申請地は日当たりもよく、パネルを設置するにあたり、面積も充分にありましたので、土地の有効活用の為にも太陽光パネル設置予定地とさせて頂きました。となっています。農地法適用条項は「5条」となります。添付資料は、86頁から94頁までで、86頁に位置図、87頁に付近状況図、88頁に字図、89頁・90頁に現況写真、91頁に航空写真、92頁に被害防除計画書、93頁に土地利用計画書、94頁に架台概要図、フェンス図を添付しております。太陽光パネル220枚を設置し88.0キロワットの発電規模を予定しています。92頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置は、防護柵を設置する。被害防除措置として、高さ1500mmの防護柵で周辺を囲む。切土、盛土を行わず、現状のまま利用するので周囲への被害はない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害の恐れのない理由として、建設物の高さを加減するため、影響なし、傾斜度：10度、高さ1.2m程度、敷地内に素掘り側溝を設置する。南側に縦2m×横5m×高さ1mの貯水池を設置し、北側の貯水池と2箇所雨水が流れるようにします。排水計画ですが、雨水排水は貯水池、自然流下、汚水・生活雑排はないとなっています。農地区分については、申請地は市道や宅地や雑種地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と

いえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16番 1番について、先日、現地を確認してきました。申請書にも書いてありますが、父親が死亡してから耕作されておらず荒れている状態です。ここは畑かんが入っていて、それが解決したら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第8号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第8号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の1番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 2番について、資料は95頁からです。物件の所在は、大瀬戸町多良外郷字平倉の畑1筆、456㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、申請人は夫婦とも佐々町で生活しながら西海市西彼町の病院に勤務。子供二人の成長に伴い手狭となってきたことに加え長距離通勤の負担が大きいため、この度夫の実家の近くに自宅を新築し通近距離の短縮を図るとともに、子育ての面でも実家の協力を得たい考えで申請に至りました。となっています。農地法適用条項は「5条」となります。添付資料は、96頁から104頁まで、96頁に位置図、97頁に付近状況図、98頁に現況写真、99頁に字図、100頁に航空写真。101頁に被害防除計画書、102頁に土地利用計画図、103頁に平面図、104頁に立面図を添付しております。101頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう最高0.5m、最低0m、切土を行なう最高0.5m、最低0m、被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、最低限の整地のみ行ない大規模な造成は行ないません。必要に応じて土留めを行ないません。近傍農

地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 5.8m 程度、被害防除措置の内容又は被害のない理由として、周辺の日照、通風に影響が出ないように平家建てとします。被排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は里道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番 2 番について、先日現地を確認に行ってきました。この方は以前、多以良外郷の別の所に家を建てたいと希望があったのですが、そこを取り下げて、新たにここに家を建てたいということです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 8 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 8 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 2 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 3 番について説明をお願いします。

事務局 3 番について、資料は 105 頁からです。物件の所在は、西彼町下岳郷字土財の畑 1 筆、1,485 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、畑（果樹園）で、変更の事由は改植事業、申請地は山林を開墾し、みかんを栽培していた。この度、果樹経営支援対策事業を活用して優良品種へ改植を考えているが、農用地区域外であるため、事業要件を満たすよう農用地区域への編入申請を行うもの。となっています。農地法適用条項は「編入」となります。添付資料は、106 頁から 110 頁まで、106 頁に位置図、107 頁に付近状況図、108 頁に現況写真、109 頁に字図、110 頁に航空写真を添

付しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 3番について、先日、現地を見てきました。申請者とも話をしまして、ほかの手続きも全部終わったとの事でした。問題ないと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第8号の3番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第8号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の3番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に4番について説明をお願いします。

事務局 4番について、資料は111頁からです。物件の所在は、大瀬戸町多良外郷字平倉の畑1筆、414㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、建築中止で、変更の事由は農用地区域を除外し、申請地にて住宅建築を予定していたが建築中止となった。転用予定者が他の土地に除外申請を出すことに至ったため、農用地区域に戻すべく編入申請を行なうもの。となっています。農地法適用条項は「編入」となります。添付資料は、112頁から113頁まで、参考資料として96頁の位置図、97頁の付近状況図と112頁の現況写真、113頁の字図、100頁の航空写真となっています。2番の転用者が新たな場所を除外申請したことに伴い、過去に申請した分について取り消す必要が生じたため申請となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番 4番について、ここは以前、家を建てたいということで、農用地から除外したりいろいろ手続きを行った経緯があります。最終的には、

違う土地を求めて、ここを中止するという事です。農用地に戻す申請です。よろしくお願いします。

議 長 　　ただ今議案第8号の4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第8号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の4番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 　　資料の114頁をお願いします。議案第9号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

115頁は農用地利用集積計画集計表です。今回合意解約関係10筆16,733㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）10筆17,983㎡が計上されています。

116頁は利用集積の合意解約関係の内訳で、使用貸借を解約し中間管理機構借に移行するもの1筆4,185㎡の合意解約分と市農業振興公社を通じて賃貸借した分の合意解約2筆3,732㎡の合意解約分が2回分と県農業振興公社関係分5筆5,084㎡の合意解約分が計上されています。117頁は県公社借入分で4者から使用貸借する2筆10,850㎡、と賃貸借分する8筆7,133㎡、計9筆17,983㎡について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。118頁119頁に一部貸借分の航空写真を添付しています。農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第9号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第10号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 120頁をお願いします。議案第10号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は121頁から134頁です。先ほど117頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地10筆に対して、県農業振興公社から「4者」に対し、使用貸借「10年」のもの2筆と賃貸借「30年」のもの2筆、「20年」のもの1筆、「5年」のもの5筆の計10筆分についてと白崎地区圃場整備事業関係で保留していた分の利用配分を行う52筆分の各筆明細となっています。

1番・2番の2筆は大瀬戸町瀬戸下山郷の担い手の方に対し、3番・4番の2筆は西海町太田和郷の担い手の方に対し、5番は西海町川内郷の担い手の片に対し、6番から10番の5筆は西海町丹納郷の法人の担い手の方に対しそれぞれ配分する内容となっています。

11番から62番の52筆は白崎地区圃場整備事業分で県農業振興公社で保留していた分を西彼町の担い手の方5者40筆、西彼町の法人の担い手の方1者12筆をそれぞれ配分する内容となっています。11番から62番の52筆の契約期間は利用権設定した残りの期間を配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。124頁に利用配分の合意解約分4筆分の明細、125頁から134頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

7 番 1番と2番について、借り手の方は牛をたくさん飼育されており、住所は大瀬戸町になります。牧場を西海町に持っておられて、今回借りる土地は西彼町になります。この方は、非常に安定した経営をされており、家族ぐるみで、なおかつ近所の方を何人か雇っておられて、大々的に事業をやっております。対象地は、借り手のおじさんに当たる方の土地で、県公社を介して貸し借りをすることですので、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

5 番 3番と4番について、先日借り手の方に出て話をしました。対象地は、七釜鍾乳洞から山の上の方に抜ける道の脇になります。この方は、荒れた畑や田んぼにオリーブを植えていて、今回もその続きになります。耕作してもらえれば、荒れずに助かると思ひます。特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

14番 5番について、借り手の方は農業技術員をしていたので、ミカンをもっと広くして、経営規模を大きくしたいとのことでした。特に問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

4 番 6番から10番について、法人代表者と話をしてきました。今後も引き続き耕作をしていきたいとのことでした。よろしくお願ひします。

9 番 11番から62番について、11番からの借り手の方はお勤めですが、両親と一緒にアスパラと田んぼを頑張っています。35番からの方も、両親が一生懸命頑張っております。14番の方の住所は白崎ですが、お母さんが下岳に住んでいて親子で一生懸命頑張っておられます。22番の法人は、常時5～6人の人が農業に携わっているので大丈夫と思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第10号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませぬか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませぬか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第10号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異

議なし」といたします。

議長 次に議案第 11 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料の別冊をご覧ください。議案第 11 号非農地通知の対象とすることの決定についてを説明いたします。

今回は通常分 3 件・10 筆・4,482 m²と同意書分 142 件・773 筆・649,290 m²、計 144 件、783 筆 653,772 m²について、審議を頂きたいと思えます。

説明に入ります。資料 2 頁の通常分について、物件 1 番から 2 番の 2 筆は大瀬戸町多以良外郷の物件で、資料は 3 頁から 7 頁です。申請者は長崎市石神町にお住まいの方で大瀬戸町多以良外郷に縁のある方です。3 頁に位置図、4 頁に付近近況図、5 頁に対象地の現況写真、6 頁に字図、7 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 3 番の 1 筆は大瀬戸町多以良内郷の物件で、資料は 8 頁から 12 頁です。申請者は大瀬戸町多以良内郷にお住まいの方です。8 頁に位置図、9 頁に付近近況図、10 頁に対象地の現況写真、11 頁に字図、12 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 4 番から 8 番の 5 筆は西彼町八木原郷の物件で、資料は 13 頁から 23 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住まいの方です。13 頁に位置図、14 頁・15 頁に付近近況図、16 頁・17 頁に対象地の現況写真、18 頁から 20 頁に字図、21 頁から 23 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

15 番 1 番と 2 番について、先日現地を確認してきました。ここは 20 数年

前までハウスでビワをしていましたが、もう耕作する人もいなくなり、竹が結構茂っています。農地にはもうできないだろうと見てきました。3番は、結構傾斜がきつくて、周りももう耕作している農地もありません。申請どおり非農地でいいのではないかと思います。以上です。

17番 4番から8番について、先日地区担当の推進委員と申請者と現地の確認をしてきました。写真にありますように、もう山林化していてそれぞれの面積が小さくて畑にするには点々としていて、もう畑として利用するには無理があると判断してきました。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第11号の1番から8番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございせんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございせんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第11号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分の1番から8番について非農地通知の対象とする事に決定いたします。

議 長 次に議案第11号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料24頁から208頁をお願いします。議案第11号非農地通知の対象とする事の決定について「同意書分」について、資料24頁から62頁をお願いします。今回、申請者の方は142件、773筆、649,290㎡となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成30年度の利用状況調査においてB分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。

平成26年度の法改正により、市町村からの依頼を受けることなく、総会において農地・非農地の判断ができるようになりました。判断の前に所有者等へ判断する旨の通知、現況確認が必要でしたがこれらの手続きも省略された経過があります。これにより、農業委員会は利用状況調査及び荒廃農地調査によりB分類と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく総会に諮り農地・非農地判断を行なう

となっているところです。留意点として、農地・非農地の判断については相続税・贈与税納税猶予、農業者年金、土地改良賦課金等にも影響を及ぼすことから総会等で判断する前に、対象地に関する情報を確認することが望ましいとされています。このような背景から現地確認に係る添付資料については航空写真により対応をさせていただいております。

説明に入ります。物件1番から758番の758筆は大瀬戸町の物件で、資料は63頁から199頁までです。申請者は大瀬戸町・西海町・西彼町にお住まいの方々と、137件758筆の645,317㎡となっています。

63頁から69頁に航空写真配置図、70頁から199頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の「大瀬戸何番」例えば24頁の「1番」、「大瀬戸1」と、64頁の非農地大瀬戸町多以良、瀬戸の航空写真配置図の「赤枠1」と70頁「大瀬戸町多以良内1」の航空写真の中の「No.1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「大瀬戸1」は航空写真のタイトルと連動しています。対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な写真番号で対応している状況です。平成30年度の利用状況調査で「B分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

資料の61頁から62頁の物件759番から773番の15筆は大島町の物件で資料は200頁から208頁までです。申請者は大島町にお住まいの方々と5件15筆の3,973㎡となっています。200頁に航空写真配置図、201頁から208頁に対象地の航空写真を添付しています。

61頁の番号759番の地図等「大島1」と200頁の航空写真配置図の赤枠1と201頁の航空写真No.759番は連動しております。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分773筆649,290㎡について審議をお願いします。当月分の累計として62頁の下段に計781筆653,772㎡と表示をしています。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、議案第11号「非農地通知の対象とすることの決定について」

の同意書分の1番から773番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第11号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から773番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に報告事項に入ります。

議 長 次に、農地改良等届に係る工期の延長届について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は209ページをお願いします。令和2年2月受付農地改良届出に係る工期の延長届について説明をいたします。「1番」の工事期間の変更となっています。申請地は登記地目が「畑」となっています。利用状況は荒地となっており、平成18年3月1日から令和2年2月28日までの工事期間の届出について令和5年2月28日まで3年間工期を延長するというものです。公共工事等の大幅な減少等により当初計画の残土等が集まらず工期の延長により改良工事を完成させたい。というものです。

申請地は所在が大瀬戸町瀬戸下山郷字金掛の2筆、地目・畑、地積・6,023㎡の工期延長の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は210頁から214頁までで、210頁に位置図、211頁に付近近況図、212頁に現況写真を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、改良届に係る工期の延長届について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和2年3月26日(木) 午後2時から

場所 西彼保健福祉センター

これもちまして西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和2年2月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人